

自治基本条例の策定状況と武蔵野市自治基本条例(仮称)骨子案について

伊藤久雄 (認定NPOまちぽっと理事)

1. 自治基本条例の策定状況

(1) 全国の策定状況

NPO法人公共政策研究所の調査によれば、現在(2019年2月6日)の策定自治体は373を数える。2018年度の策定状況は以下のとおり(NPO法人公共政策研究所「全国の自治基本条例一覧」より)。

都道府県	市町村	名称	施行日
京都府	福知山市	自治基本条例	2018年4月1日
北海道	余市町	自治基本条例	2018年4月1日
愛知県	長久手市	みんなでつくるまち条例	2018年7月1日
神奈川県	松田町	自治基本条例	2018年10月1日
長崎県	壱岐市	自治基本条例	2018年12月18日

近年、策定自治体数の伸びは芳しくないが、それでも確実に増えている。市民、首長、議会それぞれの今後の一層の取組みが期待される。

(2) 東京都の状況

23区	多摩26市	
自治基本条例	自治基本条例	市民参加条例
8区	7市	4市

都内の策定状況は左記のとおり。東京都は市区に限れば策定自治体は4割に近い(市民参加条例をふくむ)。しかし、都内自治体において今日、自治基本条例・市民参加条例を検討している自治体は武蔵野市以外にはないと思われる。

都内においても市民から、策定の運動、働きかけを強め、議会を動かして策定の機運を盛り上げる必要がある。武蔵野市の今回の条例(骨子)の提起が、都内の機運盛り上げにつながることを期待したい。

2. 武蔵野市自治基本条例(仮称)骨子案について

(1) 検討の経緯

武蔵野市では、2016年(平成28年)11月に「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会」を設置し、懇談会での全22回にわたる議論と、素案に対する市民の意見を踏まえて骨子案を作成し、2018年10月15日に懇談会から市長に報告された。

市はこの骨子案を、武蔵野市自治基本条例(仮称)骨子として取り扱い、その後「市民意見交換会」(2018年2月、38人参加)、無作為抽出市民ワークショップ(2018年3月に2回開催、42人~45人参加)など、市民の意見を伺いながら、条例の制定に向けた検討を進めるとしている。

市は、条例素案に寄せられた意見を踏まえて、自治基本条例案を確定し、2019年度中を目標に、議会に上程する予定となっている。

武蔵野市自治基本条例（仮称）骨子案（報告）

http://www.city.musashino.lg.jp/res/projects/default_project/page/001/021/310/kossiannhokoku.pdf

(2) 武蔵野市条例の課題

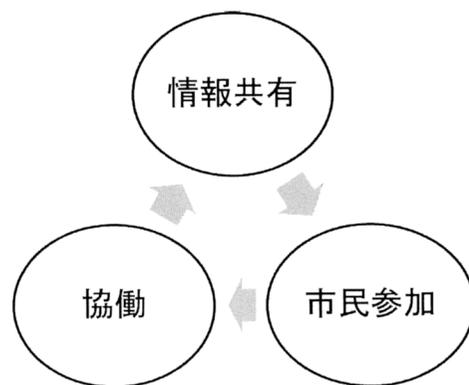
以下は筆者が考える課題である。したがって、すべての論点を網羅したものではない。

■ 基本原則

基本原則として、以下の4点を規定している。

- ① 計画に基づく市政運営
- ② 情報共有
- ③ 市民参加
- ④ 協働

特にその説明として、情報共有、市民参加、協働の3つをサイクル



として、そのサイクルが回ることによって自治の推進が図られることを強調し、情報共有、市民参加、協働を3つの大きな柱として規定しているところに特徴がある。

そこで協働が大きな意

味をもつことになるが、ここでは割愛する。

■ 住民投票

条例骨子では「常設型」の住民投票条例を定めるとしている。そして、住民投票の種別として、市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更など（廃置分合と境界変更）を問う投票と、それ以外を問うものの2つに区分して規定するとしている。

小平市の都市計画の是非を問う住民投票条例で問題となった「成立要件」については「廃置分合と境界変更」を問う投票については成立要件を設けず、「それ以外を問うもの」については成立要件を設けるとしている（ただし、成立したかどうかに関わらず投票結果は公表するとしている）。

成立要件を設けるとしていることに関する趣旨・説明では、「現行の制度上は、住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることはできないため、投票の結果について、市長及び議会は『尊重する』という規定となる。とはいえ、住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い場合についてまで『尊重する』ことはふさわしくない。したがって、一定の成立要件を設ける必要がある」。

しかしこの説明は十分だろうか。いずれにしても「住民投票の具体的なルールは、別に条例を定める」とされているので、今後、成立要件をはじめ、市民発議の要件、外国人の投票権などの議論が継続される。活発な議論が行われることを期待したい。